

市野々住宅（市野々字辻堂 285 番地）活用者募集にかかる募集要項（第5次）
【随時募集】

I 市野々住宅 概要

1. 土地：登記簿上

所在・地番	地目		数量 (登記簿上)
	(登記簿上)	(現況)	
丹波篠山市市野々字辻堂 285 番	宅地	宅地	264.46 m ²
同上 286 番	宅地	宅地	42.00 m ²
同上 287 番	宅地	宅地	76.00 m ²
同上 287 番 1	宅地	宅地	46.28 m ²
同上 288 番	宅地	宅地	89.25 m ²
同上 296 番	原野	原野	214 m ²

2. 建物：登記簿上

所在・家屋番号	種類	構造	床面積	築年月日
丹波篠山市市野々字辻堂 285 番地 家屋番号 14 番	居宅	木造草葺平屋建	87.27 m ² (登記簿上)	不明
			101.32 m ² (実測値)	

附属建物

番号	種類	構造	床面積 (登記簿上)	備考
1	倉庫	土蔵造瓦葺 2 階建	1 階 13.22 m ² 2 階 13.22 m ²	修繕予定
2	物置	木造瓦葺平家建	31.73 m ²	解体予定
3	便所	木造瓦葺平屋建	6.61 m ²	解体予定
4	畜舎	木造瓦葺平屋建	13.22 m ²	解体予定

※未登記の物置 (8 m²) あり

●中古住宅

以前は個人住宅として利用。平成 30 年度に市に寄附、現在は空き家。寄附以前の建物の修繕状況等については不明。令和元年度に主屋（居宅）を改修、令和 3 年 3 月中に付属棟の離れ建物とブロック塀を解体、土蔵を補修予定。

●都市計画区域内：非線引き

●建ぺい率：60%

●容積率：200%

●緑豊かな地域環境の形成に関する条例：さとの区域

●上下水道の状態：上水は整備済、下水は個別浄化槽

●ガスの状態：プロパンガス（都市ガス区域外）、プロパンガスは別途契約

●隣接不動産の状況：戸建住宅、空地等

●間取り等：主屋…玄関土間、トイレ、洗面・浴室、キッチン・ダイニング 11 帖、

リビング7.5帖、納戸、北4.5帖、南4.5帖、8帖、縁側
土蔵…1階：板間、2階：板間 <令和2年度中に補修予定>
離れ…1階：収納、土間、畜舎、肥溜め
2階：和室8畳、和室6畳、納戸、トイレ
<令和2年度中にブロック塀とあわせて解体予定>

- 住宅前に駐車スペースあり
- 前面道路：南側…約2.5m里道（市道認定なし） 42条2項道路
北東側…約3.0m里道（市道認定なし）42条2項道路
※北東側里道より0.5～1.5m高位にある。
- 確認済証：未発行
- 285番、286番、287番、287番1、288番…土砂災害警戒区域（兵庫県ハザードマップ）
一部災害危険区域（建築基準法）
- 296番…災害危険区域（建築基準法）、土砂災害特別警戒区域（兵庫県ハザードマップ）

II 売却価格

12,600,000円（土地・建物あわせて）

III 売却条件

1. 「V 申し込み資格」をすべて満たす方であること。
2. 土地・建物の引渡し及び時期
現況引渡しとなります。売買代金完納後に購入者への所有権の移転をもって引き渡します。
3. 使用目的
引渡しの日から2年以内に、住居（自己・親族等の住居）、住居兼事業所、事業所として活用できる方。また、住居兼事業所または事業所として活用する場合は、事業に必要な許認可を取得し、関係法令を遵守して事業を実施できる方であること。
4. 転売などの制限
引渡しの日より5年間は、土地・建物について所有権、質権、抵当権及び使用貸借による権利あるいは賃借権その他の使用収益を目的とする権利の設定、もしくは移転しようとするときは、市長の承認が必要となります。
5. 買戻し特約
契約条項に違反したときは、売買代金をもって買戻すことができることとします。旨の特約登記を所有権移転登記と同時に付記登記を行います。買戻し特約期間は土地・建物引渡しの日より5年間です。
6. 所有権の登記等
土地代金完納後、市が囑託により所有権移転登記を行います。
登記に必要な費用は購入者の負担となります。
7. 公租公課
土地・建物引渡し後の公租公課（税金）は、土地・建物引渡し日以後、購入者の負担となります。

す。

IV 仲介事業者

当取引は、下記の宅地建物取引業者が仲介します。購入者は、宅地建物取引事業者への仲介手数料の支払いが別途必要です。

株式会社マツオ不動産 (丹波篠山市真南条下 915-1)
兵庫県知事免許 (3) 第 750156 号

V 申し込み資格

次の条件をすべて備えている方に限ります。

1. 所在地の自治会に加入し、地域活動に協力できる方。
2. 売買代金の支払いが可能な方。
3. 購入申し込み日現在、購入申込者が成年であること。(すでに婚姻関係にある未成年は成年とみなします。)
4. 暴力団等、反社会的な組織に加入していない方。
5. 丹波篠山市の市税を滞納していない方。
6. 転売を目的とした購入でない方。

VI お問い合わせ・内覧のお申し込み方法

内覧の申し込みや、購入希望の受付は当該住宅の利活用事業を市から受託している「NPO法人町なみ屋なみ研究所」で受け付けます。内覧は申し込み順に日程調整します。

1. 受付先 NPO法人町なみ屋なみ研究所
丹波篠山市油井 668
電話：080-8718-2240 (担当：山本)
メール：info@machiyaken.jp
2. 受付期間 令和3年3月31日まで
3. 内覧日時 随時 午前10時～午後5時

VII 購入者の決定方法

自治会との面談会、市の書類審査を経て、購入者を決定します。面談会の詳細は、NPO法人町なみ屋なみ研究所から購入希望者に後日連絡します。

1. 面談会実施日 随時 (後日に日程調整)
2. 面談会場 丹波篠山市市野々地内 (予定)
3. 面談会申込先 NPO法人町なみ屋なみ研究所
丹波篠山市油井 668
電話：080-8718-2240 (担当：山本)
メール：info@machiyaken.jp
4. その他 審査と面談の結果、購入希望者があっても購入者を決定しない場合があります

ます。

VIII 購入のお申し込み方法

面談会で地域とマッチングした場合、「購入申込書」に必要事項をご記入のうえ、必要書類を添えて下記に提出してください。

1. 提出先 丹波篠山市創造都市課
2. 提出期間 面談会後の指定する日
3. 提出書類 ①購入申込書（申込者の実印を押印）＜別紙1＞
②誓約書及び誓約書＜別紙2＞
③住民票
④市税の完納証明書
⑤印鑑登録証明書
4. 注意事項 ①申込書に記入する氏名は、戸籍等に記載されている正しい氏名を記入してください。
②申込書に記入する現住所は、住民登録等の住所を記入してください。
③申込書には黒色のボールペンで正確に記入してください。
(鉛筆や消えるペンは不可)

IX お申し込みにあたっての注意

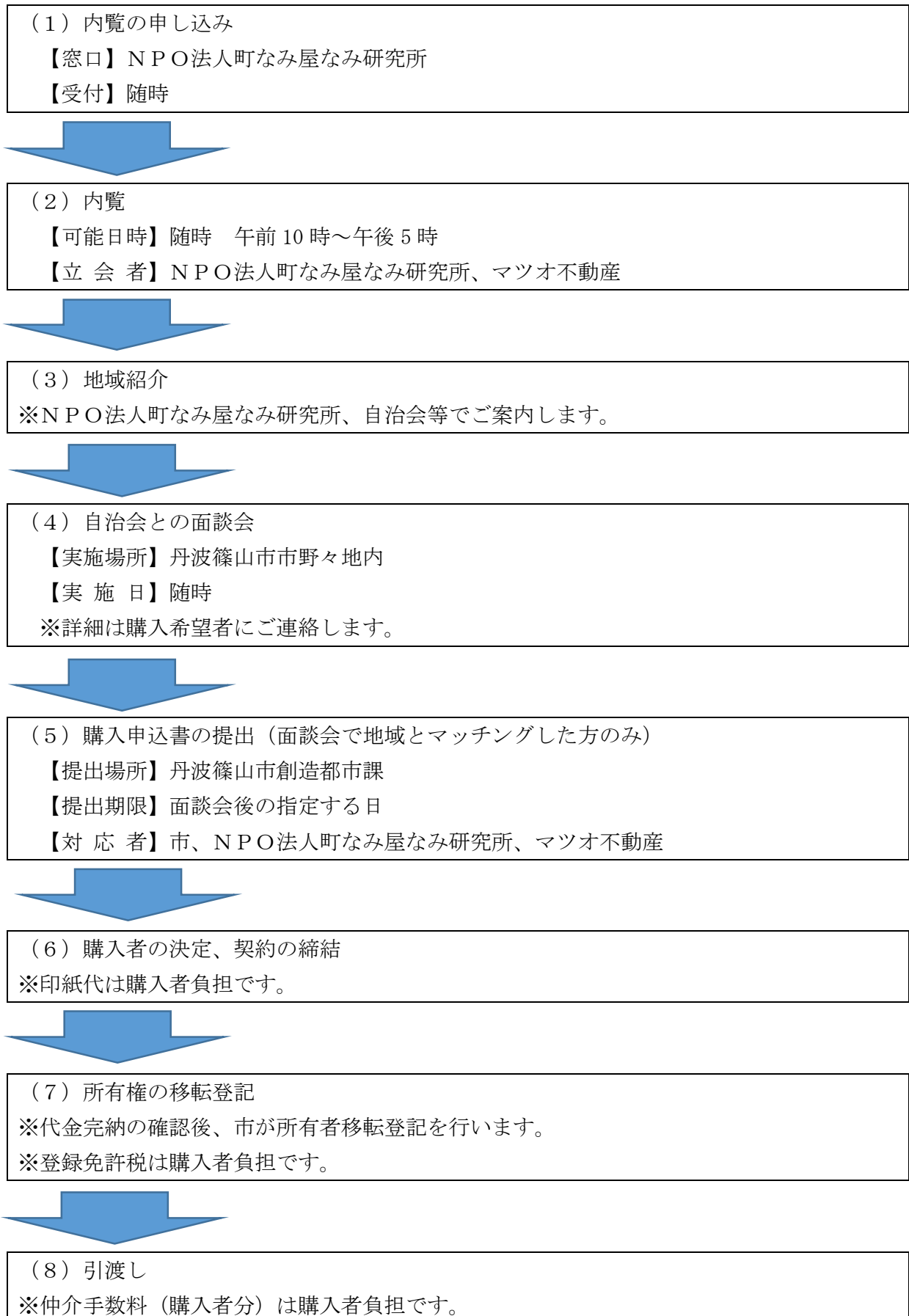
1. 申し込み受け付け後、次の事項が判明した場合は、購入申し込みを全部無効とします。
 - ①申し込み資格がないとき
 - ②申込書に虚偽の記入があったとき
2. 申し込みにかかる費用は全て申込者の負担となります。申し込みが無効となった場合、購入が決定しなかった場合も、同様です。

X お問い合わせ先

丹波篠山市企画総務部創造都市課

電話：079-552-5106 FAX：079-552-5665

IX 手続きの流れ



購入申込書

下記の、市野々住宅を購入したいので、市野々住宅（市野々字辻堂 285 番地）活用者募集にかかる募集要項を承知のうえ、必要書類を添えて申し込みます。

令和 年 月 日

丹波篠山市長 様

1 申請者

氏名	(フリカナ)
	実印
現住所	〒 電話： 携帯電話：
本籍地	
生年月日	年 月 日生 (歳)
職業	勤務先：

2 使用目的

①自己・親族の居住	②住居兼事業所（当該住宅での事業の内容）
③事業所（当該住宅での事業の内容）	④その他（）
活用開始予定日	年 月 日（予定）

3 入居予定者

氏名	申請者から みた続柄	生年月日	年齢	住所	職業	備考

物件の所在地・家屋番号

1. 土地	丹波篠山市市野々字辻堂 285 番、286 番、287 番、287 番 1、288 番…宅地 同上 296 番…原野
2. 建物	丹波篠山市市野々字辻堂 285 番地 家屋番号 14 番…居宅 付属棟：倉庫、物置、便所、畜舎

<別紙2>

誓約書及び同意書

私は、市野々住宅（市野々字辻堂 285 番地）の購入申込書を提出するにあたり、次の事項に誓約し、また同意します。

- 1 市野々住宅（市野々字辻堂 285 番地）活用者募集にかかる募集要項に記載されている「申し込み資格」をすべて備えています。
- 2 申込者および入居者が、丹波篠山市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 24 号。以下。「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び第 2 号規定する暴力団員に該当しないこと。
また、市が必要とする場合に、兵庫県警へ照会を行うことに同意します。
- 3 自治会に加入し、地域活動の活動に協力します。
- 4 丹波篠山市の市税に滞納がないこと。また、市が必要とする場合に、関係部署に照会を行うことに同意します。
- 5 引渡しの日より 5 年間は、物件について所有権、質権、抵当権、使用貸借による権利、賃借権、その他の使用収益を目的とする権利を、設定もしくは移転しようとするときは、市長の承認を得ることに同意します。
- 6 契約に違反したときは、売買代金をもって買い戻すことが出来る旨の特約登記を所有権移転と同時に付記登記を行うこと、買戻し特約期間は引渡しの日より 5 年間であることに同意します。
- 7 市野々住宅（市野々字辻堂 285 番地）活用者募集にかかる募集要項の内容をすべて承知のうえで申し込みます。
- 8 転売を目的とした購入ではありません。

令和 年 月 日

丹波篠山市長 様

申込者 住 所
氏 名

実印